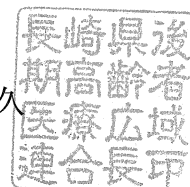


長崎県後期高齢者医療広域連合医療費等明細書交付要領の一部を改正する要領をここに告示する。

令和5年4月7日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田 上 富 久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第7号

長崎県後期高齢者医療広域連合医療費等明細書交付要領の一部を改正する要領

長崎県後期高齢者医療広域連合医療費等明細書交付要領（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「規則」という。）第5条各号」を「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号。以下「規則」という。）第4条各号」に改め、同条第2項中「規則第5条第1号イ」を「規則第4条第1号イ」に改め、同条第3項中「規則第5条第2号」を「規則第4条第2号」に改める。

様式第2号中「※「広域連合支払額」とは、長崎県後期高齢者医療広域連合から医療機関等へ支払った金額で、「医療費総額」のうち、9割（現役並み所得者は7割）に相当する金額となります。」を「※「広域連合支払額」とは、長崎県後期高齢者医療広域連合から医療機関等へ支払った金額で、「医療費総額」のうち、9割・8割または7割に相当する金額となります。」に改め、「※「自己負担相当額」とは、「医療費総額」のうち、残りの1割（現役並み所得者は3割）に相当する金額で、医療機関等の窓口で負担する金額となります。」を「※「自己負担相当額」とは、「医療費総額」のうち、残りの1割・2割または3割に相当する金額で、医療機関等の窓口で負担する金額となります。」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。